

宇多津町タブレット端末等貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童生徒が家庭におけるICTを活用した学習機会の確保のため、タブレット端末等（以下「タブレット等」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 タブレット等の貸出の対象者は、貸出しする町内の小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者とする。

(貸出期間及び費用)

第3条 タブレット等の貸出期間は、学校が長期の休業又は学校閉鎖を行う期間若しくは学校長が必要と認める期間とする。

2 タブレット等の貸出の対象者は、タブレット等を借り受ける時は、宇多津町タブレット端末貸出申請書兼同意書（様式第1号）を在籍する学校を経由のうえ教育委員会に提出しなければならない。

3 タブレット等の貸出は、無償とする。

4 タブレット等を借り受けた者（以下「借受人」という。）に係る通信料は、借受人が負担するものとする。

(保守点検)

第4条 借受人は、タブレット等の使用方法及び取扱いについて教育委員会の指導に従い、細心の注意をもってタブレット等を管理しなければならない。

2 借受人は、タブレット等を利用する権利を他人に譲渡若しくは転貸又は児童生徒の学習目的以外に使用してはならない。

(損害賠償等)

第5条 借受人は、その責に帰すべき事由により、借り受けたタブレット等を紛失し又は棄損したときは、教育委員会の指示するところに従い、借受人の負担において補修し又は損害を賠償するものとする。

(返却)

第6条 借受人は、貸出期間内に当該児童生徒が転出したとき又はタブレット等の貸出期間が終了したときは、速やかにタブレット等を教育委員会に返却しなければならない。

2 学校は、前項の規定によりタブレット等の返却を受けたときは、タブレット等が正常に動作することを確認するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別

に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

宇多津町タブレット端末貸出申請書 兼 同意書

| | | |
|---|------|-----------------------------------|
| 宇多津町教育委員会 | | |
| 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日申請 | | |
| 以下のとおり、タブレット端末の貸出を申請します。なお、この申請にあたっては、次の点について同意します。 | | |
| ①紛失や破損しないよう、細心の注意を払い使用すること。 | | |
| ②学習以外の目的で使用しないこと。 | | |
| ③自己の重大な過失や故意により貸出機器に損害を与えた場合、それを弁償すること。 | | |
| ④貸出機器に破損等が生じた場合、早急に学校に連絡すること。 | | |
| 申請者 | 現住所 | 宇多津町 |
| | 保護者名 | (電話番号: _____) |
| | 学校名 | 宇多津小学校 宇多津北小学校 宇多津中学校 |
| 児童生徒 | 学年・組 | _____ 年 _____ 組 _____ 番 |
| | 氏名 | |
| その他借受品 | | |

学校使用欄

| 貸出をした学校名 | 貸出機器の管理番号 | | |
|----------|-----------|--|--|
| | | | |

返却時チェック

タブレット端末番号照会 タブレット端末本体
(_____)

※申請書のコピーを後日お子様にお渡しします。後日必要になることがありますので保管してください。

令和2年度

タブレット端末貸出申請書 兼 同意書

学校

年 組

担任：_____

学校確認

| 校長 | 教頭 | |
|----|----|--|
| | | |